

54. 03

色彩のみからなる商標の出願における 「金色」等の色彩に関する取扱い

色彩のみからなる商標の出願において、金色、銀色等のメタリックカラー及びパールカラー並びにこれらに準ずる色彩（以下「金色等」という。）については、商標見本で当該色彩を表現することやRGB等の表色系で特定することはほぼ不可能であることから、商標見本欄にその色彩に近い色彩が表され、かつ、商標の詳細な説明に一般的に使用される色見本帳の番号等を記載することによりその色彩が特定されている場合に限り、当該色彩を内容とする出願であると認める。

（例１）金色の単色の商標の商標見本と認められる例

（例１－１）

グラデーションにより金色に近い色彩
を表した商標見本の記載例



（例１－２）

近似色により金色に近い色彩を表した
商標見本の記載例



〔解説〕

金色等は、単なる色彩だけではなく、光沢や質感を含んだ概念であり、金属等の光沢は、金属等の内部の自由電子と外部から入射した光子とが相互作用して発生するものであることから、グラデーションを用いて輝き具合等を表現することにより金色等の色彩に見えるように商標見本を作成する程度であれば可能となるが、商標見本で正確に表すことは不可能である場合が多い。よって、商標見本については、金色に近い色彩が表されていれば足りるものとする。

一方、商標の詳細な説明の記載方法については、RGB等の表色系で正確に表現することができない反面、一般的に使用される色見本帳のコードや番号等により当該色彩を特定することは可能であることから、金色等の色彩については、色見本帳のコード等により指定する場合に限り、当該色彩を内容とする色彩のみからなる商標として認める。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)